

トルクメニスタン財務経済省
国家知的所有権局
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 TM	トルクメニスタン財務経済省 国家知的所有権局 国内段階に入るための要件の概要	概要 TM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	トルクメン語又はロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正したもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 出願手数料 ¹ USD 100 2個以上の各独立請求の範囲についての手数料 ¹ .. USD 25 第1年目の特許（仮特許）維持手数料..... USD 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合は、審査手数料が減額される	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	出願人が同一でない場合には、優先権出願の譲渡書類 ^{2,3} 出願人がトルクメニスタンに居住していない場合には、代理人の選任 ²	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して実務を行うために登録されている弁理士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。